

別表<<2>>

減 免 範 囲		減 免 条 件	減 免 基 準
<p>被用者保険の被保険者が後期高齢者医療制度に移行することにより、当該被保険者に扶養されていた者が国保被保険者となった場合。</p>		<p>旧被扶養者である被保険者は、条例第26条第1項第2号に該当する者。</p>	<p>旧被扶養者に係る所得割額については、所得の状況にかかわらず全額免除とし、均等割額及び平等割額については下記の割合のとおりとする。ただし、減額賦課5割、7割軽減該当世帯に属する場合は減免を行わない。</p>
減 免 割 合	旧被扶養者に係る均等割額	減額賦課非該当世帯に属する旧被扶養者	5割
		減額賦課2割軽減該当世帯に属する旧被扶養者	軽減前の額の3割
	旧被扶養者のみで構成される世帯に係る平等割額	減額賦課非該当世帯	5割
		減額賦課2割軽減該当世帯	軽減前の額の3割